

長岡市ネーミングライツパートナー募集要項
【施設名：長岡市民防災公園】

1 募集の趣旨

長岡市（以下「市」という。）は、市有施設等の魅力及び市民サービスの更なる向上を図るとともに、市の自主財源の確保を目的として愛称を付与する権利者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

この募集要項は、市有施設等に対する愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、民間からの提案による導入を図るために必要な募集の方法等について定めるものです。

2 対象施設

施設名称	施設の所在	ネーミングライツ料 (希望金額)
長岡市民防災公園	長岡市千歳1丁目3番85号	年額100万円以上

※施設の詳細は、別紙施設概要をご確認ください。

※上記のネーミングライツ料は、消費税及び地方消費税を含みます。

※契約期間が会計年度途中から開始する場合、初年度のネーミングライツ料は、月割計算した額とします。

※市の希望金額を下回る場合でも応募は可能ですが、優先交渉者として選定しない場合があります。

3 契約期間

令和8年10月1日から令和12年3月31日まで

※原則として3年以上とし、令和8年10月1日以降で希望する契約期間を提案することも可能です。ネーミングライツパートナーの決定の際、提案を踏まえて協議することとします。

4 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、市有施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、「防災」をイメージさせる愛称としてください。また、次に掲げる名称は付与することができません。

- ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- オ 著しく長い又は難解な字句を使用する等、利用者等の混乱を招くおそれのあるもの
- カ 個人の氏名

キ その他名称として表示することが適当でない認められるもの
※契約期間内における愛称の変更は、原則できません。

5 ネーミングライツパートナー特典

- ・市と協議の上、愛称が記載された看板を新たに設置することができます。
- ・施設パンフレットを作成し、愛称を記載することができます。
- ・可能な限り市が作成するホームページ等に愛称を表示することができます。

6 費用負担

表示変更区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内及び敷地外の看板、標識等		○
契約期間終了後の原状回復		○
市（指定管理者を含む）が発行する印刷物	○	

※敷地内外の看板等の表示変更は、市及び関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※敷地内外の看板等の表示変更は、ネーミングライツ・パートナーが発注して施工してください。看板等の施工の範囲、実施時期及び内容については、市と協議の上、決定します。

7 知的財産権

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツパートナーに帰属し、市が無償で使用することを認めるものとします。なお、愛称の表示に関連して第三者との間で紛争が生じた際は、市は一切の責任を負わないものとします。

8 ネーミングライツ料の納付

ネーミングライツ料は年度払いとし、市が指定する期日までに市の発行する納入通知書により一括納付してください。

9 応募資格

事業所の所在地が市内か市外かを問わず、募集の趣旨に賛同してネーミングライツパートナーとなることを希望する法人・団体が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- ア 市から指名停止措置を受けているもの
- イ 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は同条第6号に規定されるもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するもの

- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの
- カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に該当する貸金業に該当するもの
- キ ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの
- ク その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が判断したもの

10 スケジュール

応募の受付開始	令和8年6月～
質問書の受付期限	令和8年7月3日（金）まで
応募申請書類の受付	令和8年7月17日（金）まで
応募辞退届の提出	令和8年7月31日（金）まで
審査委員会の開催	令和8年8月中旬
選定結果の通知	令和8年8月下旬
契約締結	市と優先交渉権者の協議により決定
契約開始日	市と優先交渉権者の協議により決定

※スケジュールは変更となる可能性があります。

11 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月17日（金）まで

(2) 応募方法

ア 持参の場合

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

イ 郵送の場合

令和8年7月17日（金）到着分まで ※到着日を受付日とします。

(3) 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、応募書類は返却できません。

① 長岡市ネーミングライツパートナー申込書（様式1）【必須】

② 誓約書及び役員等名簿（様式2、様式3）【必須】

③ 添付書類

ア 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）
【必須】

イ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書【必須】

ウ 納税を証明する書類【必須】

・長岡市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）※長岡市内に事業所等を有する場合に限る。）

・法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）

エ 直近2か年分の決算報告書（貸借対照表等）【必須】

オ 定款、寄附行為その他これらに類する書類【必須】

カ 看板等、愛称の表示例【任意】

キ 対象施設に関して魅力の向上又は市民サービスの向上に資する提案書【任意】

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市財産管理部財産マネジメント課

電話番号：0258-39-2211（直通）

(6) 質問受付

質問がある場合、令和8年7月3日（金）午後5時15分までに質問票（様式4）を使用し、財産マネジメント課へ電子メールでお問い合わせください。なお、質問に対する回答は、質問者を伏せて原則としてホームページ上に公開します。

ただし、募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申込内容等の問合せについては、お答えすることはできません。

【質問の送付先】

長岡市財産管理部財産マネジメント課

メールアドレス：f-management@city.nagaoka.lg.jp

(7) 留意事項

- ・ネーミングライツ事業において、申請書の提出があった事業者名、申請内容及び審査結果の情報は、公表しません（優先交渉者（ネーミングライツパートナーとしての適格があり、市が協定に係る交渉を行う者をいう。）の事業者名を除く。）。ただし、ネーミングライツパートナーの契約を締結した後は、事業者名に加え、契約金額及び契約期間等を公表します。
- ・優先交渉者の選定に際し、必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。
- ・事業者等から提出された書類は、審査会における審査及び優先交渉者の決定以外の目的で使用することはありません。
- ・提出された書類は、返却しません。
- ・応募に関し必要な費用は、申込者の負担となります。
- ・申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。
- ・応募に当たっては、この募集要項のほか、長岡市ネーミングライツ導入ガイドラインに記載の内容を十分確認してください。

12 愛称の表示

- (1) 看板等による愛称の表示については、ネーミングライツパートナーとして選定した後、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。
- (2) 看板、標識等の新設については、別途協議します。新設するにあたっては、新潟県屋外広告物条例及び長岡市景観条例に定める基準を満たすことや、申請手続きが必要となる場合があります。

13 選定方法等

- (1) 優先交渉者の審査・選定

- ア 市が設置する「ネーミングライツパートナー審査委員会」において、応募内容を審査し採点した後に優先交渉者を決定します。
- イ 応募が複数の場合は、最高点を獲得した応募者を選定します。なお、応募が1者のみの場合でも採点を行い、優先交渉者にふさわしいか否かを判断します。
- ウ 応募者には結果が決定した後、速やかに通知します。

(2) 優先交渉者との協議

優先交渉者を決定した後、具体的な表示内容、方法等も含めた契約内容について、詳細に協議します。

なお、市は、市と優先交渉者との間で、契約内容について合意の可能性がないと市が判断した場合は、優先交渉者との契約の交渉を打ち切るものとします。

(3) ネーミングライツパートナーの決定等

- ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、優先交渉者をネーミングライツパートナーに決定します。
- イ ネーミングライツパートナー決定後、市のホームページ等において、その内容を公表します。

14 契約

(1) 契約の締結

優先交渉者の決定後、速やかに必要な事項を協議し、協議が整い次第、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

施設の管理運営を指定管理者が行っている場合は、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、ネーミングライツパートナーと協議することがあります。

(2) 契約の更新

契約期間満了後、市が引き続き当該施設においてネーミングライツを実施しようとする場合、契約したネーミングライツパートナーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。その際、ネーミングライツパートナーは、契約期間満了前の6カ月前までに更新する旨を文書で申し出ることとします。

(3) 契約の解除

契約の締結後に、応募資格に該当しなくなった又は該当しないことが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は市有施設等のイメージが損なわれた又は損なわれるおそれが認められる場合には、市は契約を解除することがあります。この場合、原状回復に係る経費はネーミングライツパートナーの負担とします。

15 当該施設に関する問い合わせ先

長岡市都市整備部都市施設整備課

電話番号：0258-39-2230（直通）

メールアドレス：toshi-shisetsu@city.nagaoka.lg.jp

※問い合わせの受付時間は、平日（祝日は除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。